

2 一般競争入札による売却手続きの流れ

(1) 説明会等

- ① 説明会を実施しますので、入札参加を希望される方は、ご出席ください。
説明会に出席できない方には、県立地整備課において、本入札案内をお渡しします。
- ② 入札の参加にあたっては、本入札案内を熟読のうえ、必ず現地をご確認ください。

(2) 入札参加の受付

(入札時刻の 25 分前から 10 分前までにお済ませください。)

- ① 必要書類の提出
 - ア 一般競争入札参加申込書
 - イ 誓約書
 - ウ 入札書
 - エ 委任状及び印鑑証明書（代理人による入札の場合）
- ② 入札保証金の納付
 - ア 入札しようとする額の 5 パーセント以上の額（1 円未満切り上げ）を、現金又は銀行振出し小切手により納付してください。

※ 入札保証金の納付額により、入札書に記入できる入札金額の上限額も決まります（入札金額の上限額＝入札保証金の額×20 倍）。
(例) 入札保証金 5 万円の場合、入札金額の上限額は 100 万円
 - イ 落札者以外の入札保証金は、落札者の決定後に納付時の領収書と引き換えに即日返還いたします。

※ 落札者の入札保証金は、契約保証金（契約金額（落札額）の 10%）に充当することができます。入札金額の 10%以上の額を納付して頂いた場合は、契約保証金の納付手続きを省略することができます。
- ③ その他必要なもの
 - ア 入札者の印鑑（代理人による入札の場合は代理人の印鑑）
 - イ 筆記用具

(3) 入札

- ① 県の予定価格（最低売却価格）以上の金額で入札してください。
- ② 入札回数は 1 回となります。

- ③ 入札公告に定める入札参加資格のない者が行った入札及び入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(4) 開札（落札者の決定）

- ① 県の予定価格以上で最高額の入札者が落札者となります。
- ② 最高額の入札者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定します。

(5) 売買契約の締結

- ① 落札決定の日から5日以内に、売買契約を締結していただきます。
- ② 売買契約締結の際、契約金額の10パーセントの契約保証金が必要となりますので、県の納付書により納付してください（入札時にお預かりした入札保証金を契約保証金に充当することができます）。
- ③ 落札決定の日から5日以内に売買契約を締結できない場合は、落札は無効となり、入札保証金は県に帰属（没収）することになります。
- ④ 契約に要する印紙税は、落札者の負担となります。

(6) 売買代金の支払

- ① 県が指定する期日までに、売買代金から契約保証金を差し引いた額を一括納付していただきます。
- ② 県が指定する期日までに売買代金を完納できない場合、契約は解除となり、契約保証金は県に帰属（没収）することになります。
- ③ 契約保証金は、売買代金に充当されます。

(7) 所有権移転の登記

- ① 売買代金完納後、県が所有権移転登記の手続を行います。
- ② 所有権移転登記に要する登録免許税等の費用は、落札者の負担となります。

契約に関する留意事項

- ① 売買は、公簿面積により行います（実測した結果、公簿面積が実測面積と異なる場合であっても、売払い代金は変更できません）。
- ② 物件は、現状有姿（あるがままのすがた）の引渡しです。当該土地に存在する立木やゴミ等は、全て現状のまま引渡すことになります。
- ③ 契約不適合責任を負う期間は、土地引渡しの日から2年間に限ります。